

# 2026年度（第8回）日本口蓋裂学会認定師認定審査についての手引き

2026年6月

一般社団法人日本口蓋裂学会  
認定師認定委員会 委員長 奥本隆行

一般社団法人日本口蓋裂学会認定師認定委員会は日本口蓋裂学会認定師制度規則ならびに施行細則に基づいて、認定審査を下記の要領で実施します。

口唇裂・口蓋裂認定師（矯正歯科分野）  
口唇裂・口蓋裂認定師（口腔外科分野）  
口唇裂・口蓋裂認定師（形成外科分野）  
口唇裂・口蓋裂認定師（音声言語分野）  
口唇裂・口蓋裂認定師（耳鼻咽喉科分野）  
口唇裂・口蓋裂認定師（補綴歯科分野）  
口唇裂・口蓋裂認定師（小児歯科分野）  
口唇裂・口蓋裂認定師（心理学分野）  
口唇裂・口蓋裂認定師（その他の歯科分野）  
口唇裂・口蓋裂認定師（その他の分野）

なお、その他の歯科分野およびその他の分野への申請者は、申請準備を始める前に簡単な経歴書と診療内容の概要を添えて認定師認定委員会に申し出てください。委員会で審議の上、審査分野を指定いたします。

また、申請書類はすべて電子データでの審査になりますのでご注意ください。

## 1. 認定師申請資格

- 1) 認定師申請資格につきましては、下記の規則第3章の第5条、第6条、第7条、施行細則第5章の第15条、第16条、第17条に定められており、分野によって要件が異なりますので、規則、施行細則、共通手引き、該当分野の手引きの内容を十分ご確認のうえ準備を進めてください（後出：9. 参考資料）。
- 2) 分野によって資格要件の追加・修正がある場合がありますので、該当分野の最新の手引きを十分ご参照ください。
- 3) 2026年度に新たに開設された心理学分野については、公認心理師を対象とします。また、2026年度から5年間に限り、特例制度を実施します。なお、特例制度は心理学分野の認定師を増やす社会的要請から策定するものです。施行細則第16条を参照してください。
- 4) 期間の要件として、学会入会日から申請締め切りの2026年9月30日までが5年以上

(心理学分野においては特例制度実施中は3年以上)経過していることを要します。  
また、規則の第5条 1), 2), 3)、第6条 1)の5年以上とは、2026年9月30日から遡って5年以上を意味します。

5) 申請者は、2026年度までの年会費を2026年9月30日までに納入済の者に限ります。

## 2. 提出書類

認定師の認定を申請する者は、次に定める申請書類を委員会に電子データ(PDF)として提出してください。(ファイル名は、申請者氏名下記書類名[番号を含む][例:X田〇子.4 医療履歴書.pdf])としてください。

また、データのPDF化にあたっては、文字や図が鮮明で審査に適したものをご用意ください。

- 1) 認定申請書(書式1)
  - 2) 審査料振込領収証、またはそれに代わるもののコピー
  - 3) 履歴書(書式2)
  - 4) 医療歴証明書(書式3)
  - 5) 免許証・公認心理師登録証(医師、歯科医師、言語聴覚士、公認心理師)の写し、必要とされる分野は専門医などの指定の認定証の写し(A4に縮小コピーのこと)
  - 6) 重点症例記録(書式4) …分野ごとの規定あり
  - 7) 報告症例記録(書式5) …分野ごとの規定あり
  - 8) 口唇裂口蓋裂治療における医療連携に関する小論文
  - 9) 学術業績目録(書式6) …分野ごとの規定あり
  - 10) 認定師申請単位取得セミナー受講証(2枚)(年1回、2年分)
  - 11) 心理社会的支援セミナー受講修了証(書式7)(ただし心理学分野に限る)
- \*なお、暫定措置として今年度書式7は不要とする。  
\*ただし、心理学分野の特例制度対象者は、書式5の提出は求めない。  
\*書式4, 5の経験症例は原則学会入会以後のものとする。

上記申請書類のデータを全てPDF化し、USBにデータを保管し、レターパックなど配達記録が残るものでご提出ください(申請に用いられるUSBのウイルスチェックをお願いします。また、申請に用いられたUSBは返却いたしません)。

紙媒体での提出ではなく、データでの提出となりますが、電子データでの申請対応が困難な場合は、事務局にご連絡ください。

## 3. 認定師認定審査料の納付

認定師認定審査料 10,000 円

所定の振替用紙にて本委員会郵便振替口座へ振り込んでください。  
なお、既納の審査料は原則として返還しません。  
\* 通信欄に「認定師認定審査料」とご記載ください。

**【ゆうちょ銀行から送金の場合】**

郵便振替口座: 00170-0-489179  
加入者名: 一般社団法人 日本口蓋裂学会

**【他の金融機関から送金の場合】**

銀行名: ゆうちょ銀行  
支店名: 〇一九(ゼロイチキュウ)  
店口座番号: 当座) 0489179

#### 4. 書類提出期間

2026年7月1日（水）～9月30日（水）【消印有効】

#### 5. 提出先住所

〒169-0072 東京都新宿区大久保2-4-12 新宿ラムダックスビル9F (株)春恒社内  
一般社団法人日本口蓋裂学会 認定師認定委員会 宛

#### 6. 申請書類の記入ならびに提出における注意

- 1) 申請書類は認定師申請書式をダウンロードして使用してください。書式1～6において自書・捺印の指定箇所は、黒インク、あるいは黒ボールペンを用いて自書で記名、捺印してください。自書指定箇所以外は、ワープロ入力（明朝体推奨）してください。
- 2) 事務的資料（書式1、2、3）の記載不備は、必要資料不足とされ、不備多数の場合は不合格となります。
- 3) 履歴書（書式2）は、学会入会年月日をご確認の上、入職日から退職期日を含めて正確に記入し作成してください。
- 4) 医療歴証明書（書式3）は、履歴書に記載された5年以上（心理学分野においては特例制度実施中は3年以上）の口唇裂口蓋裂治療に従事したことを証明するものです。過去に勤務した施設を含め口唇裂口蓋裂治療を実施した当該施設長（診療科長を含む）による在職証明、もしくは当該分野の評議員によって認定していただきます。複数の

施設で実施した場合は、それぞれの施設の証明書を必要とします。なお、申請内容に疑義が生じた場合、学会ならびに認定師認定委員会が審議、調査をしたり、学会が一旦認定した資格が取り消されることがあることを予めご承知ください。

- 5) 臨床能力評価資料（書式 4、5）の記載内容の条件は、各分野で異なります。該当の分野の手引き（別紙）を参考に記載してください。なお、記載の不備は、不合格・再審査の対象になります。
- 6) 口唇裂口蓋裂治療における医療連携に関する小論文は所定の課題に対して400字程度で記載してください。
- 7) 学術業績目録（書式 6）は、分野ごとの規定にしたがって記載してください。
- 8) 年月日記載は、西暦表記に統一してください。
- 9) 締め切り後に到着した申請書類は、受理いたしません。
- 10) 歯科領域に関する用語に関しては、下記を参照してください。  
日本歯科医学会学術用語集 第2版  
<https://www.jads.jp/publication/yougo/>

## 7. 認定審査の方法

- 1) 認定師認定委員会で、提出された書類の審査を行い、資格の合否を内定します。これを理事会に上申し、審議ならびに承認後、合否が決定します。  
審査結果は、理事長が申請者に通知します。合格者は、登録料 10,000 円を所定の口座に払い込んでください。その後、理事長が学会の認定師登録原簿に登録のうえ公示し、認定証を交付します。なお、認定師資格は、5 年毎に資格更新審査が行われますことをご留意ください。
- 2) 呈示症例の内容が本学会の求めるところに至らない場合には、1度のみ申請者に対して再提出を求めますが、再提出された書類等の内容が十分でない場合は、当該年度の判定を「保留」とし、次年度に再申請していただくことになります。

## 8. 保留判定者の再審査について

呈示症例の問題から判定が「保留」となった場合、翌年度の認定師審査においてのみ、再審査申請を認めますので、下記要領に従って申請してください。申請年度の審査委員

会において新たに審査し、合否を決定いたします。

再審査料 5,000 円

提出書類

- 1) 認定申請書（書式 1）再審査である旨を明記
- 2) 審査料振込領収証、またはそれに代わるもののコピー
- 3) 重点症例記録（書式 4）…分野ごとの規定あり
- 4) 報告症例記録（書式 5）…分野ごとの規定あり
- 5) その他審査にて不備が指摘された書類

## 9. 参考資料（日本口蓋裂学会認定師制度規則、施行細則より抜粋）

### <規則>

#### 第 3 章 認定師申請資格

第 5 条（認定師申請資格）以下の条件をすべて満たすものとする。

- 1) 各職種の免許証（心理学分野においては公認心理師登録証）を取得後 5 年以上経過しているもの
- 2) 5 年以上引き続いて日本口蓋裂学会の正会員であるもの（心理学分野においては特例制度実施中は 3 年以上）
- 3) 口唇裂・口蓋裂医療に 5 年以上（心理学分野においては特例制度実施中は 3 年以上）従事し、第 7 条に定める記録を有するもの
- 4) 口唇裂・口蓋裂に関係する業績を有するもの。内容要件は手引きに定める。
- 5) 日本口蓋裂学会総会・学術集会において開催される認定師申請単位取得セミナーを 2 回以上受講していること（年 1 回、2 年分）。

第 6 条（従事期間、施設の条件）

- 1) 期間：口唇裂・口蓋裂医療に 5 年以上（心理学分野においては特例制度実施中は 3 年以上）従事することを必要とする。その証明は、口唇裂・口蓋裂治療に従事した施設の長（診療科長を含む）もしくは日本口蓋裂学会社員（評議員）が行う。
- 2) 施設：医療施設を基本とするが、口唇裂・口蓋裂の治療・支援に関わる関連施設も含む。

第 7 条（医療記録）申請者は、申請までに口唇裂・口蓋裂の医療に関与した症例について、所定の用紙に病歴要約と他領域との治療協力体制について記載する。記載すべき内容および症例数は各領域別に手引きに公示する。

### <施行細則>

#### 第 5 章 認定師申請資格および申請書類

第 15 条 医師、歯科医師、言語聴覚士の免許（公認心理師においては公認心理師登録証）を 5 年以上有し、かつ本学会会員歴 5 年以上の臨床経験（心理学分野においては特例制度実施中は 3 年以上）を有するものとする。

第 16 条 2026年度から開設された心理学分野においては、心理学分野の認定師を増やす社会的要請から策定するもので、2026年度から 5 年間に限り特例制度での申請を認める。

第 17 条 認定師の認定を申請する者は、次に定める申請書類を委員会に提出しなければならない。

- 1) 認定申請書（書式1）
- 2) 審査料振込領収証、またはそれに代わるもののコピー
- 3) 履歴書（書式2）
- 4) 医療歴証明書（書式3）
- 5) 免許証・公認心理師登録証（医師、歯科医師、言語聴覚士、公認心理師）の写し、必要とされる分野は専門医などの指定の認定証の写し（A4に縮小コピーのこと）
- 6) 重点症例記録（書式4）…分野ごとの規定あり
- 7) 報告症例記録（書式5）…分野ごとの規定あり
- 8) 口唇裂・口蓋裂治療における医療連携に関する小論文
- 9) 学術業績目録（書式6）…分野ごとの規定あり
- 10) 認定師申請単位取得セミナー受講証(2枚)(年1回、2年分)
- 11) 心理社会的支援セミナー受講修了証（書式7）（ただし心理学分野に限る）

\*ただし、心理学分野の特例制度対象者は書式5の提出は求めない。

## 10. 個人情報の取り扱いについて

- 1) 申請書類は 3 年間事務局にて保管した後、紙書類は裁断処理、電子データの抹消をいたします。保管・廃棄に当たっては個人情報保護法を遵守します。
- 2) 日本口蓋裂学会個人情報保護方針に基づき、収集した個人情報は認定師認定審査の目的に利用し、他の目的には利用いたしません。
- 3) 申請書類作成に際しては、電子媒体を利用することにより情報漏洩の機会が増えます。特に症例記録には要配慮個人情報（機微情報）に当たる情報が存在しますので、申請者自身の責任としてデータをロックするなどして厳重に取り扱うように努めて下さい。

- 4) 個人が特定される可能性のある症例や臨床写真については、申請者自身が患者への十分な説明のもとに同意を得てください。また、申請者の責任のもとに提示方法にも配慮してください。

## 11. 問い合わせ先

症例内容などの学術的質問、あるいは申請書類の記入方法、申請方法などの事務的質問は、日本口蓋裂学会事務局に、所属分野とご氏名を申し出て、メールでお問い合わせください。

日本口蓋裂学会事務局

E-Mail: [jcpa-office@shunkosha.com](mailto:jcpa-office@shunkosha.com)